

# 彙報

## 經濟閣僚懇談會の國民體位向上に關する申合の發表

昭和十五年十月二十九日の經濟關係閣僚懇談會は國民志氣昂揚に關する具體的方策の一部として特に國民體位向上及び健全娛樂施設の應急措置に關し申合せを行ひ新聞紙を通じて之を發表したが、再録すれば次の如くである。

### 國民體位向上及び健全娛樂施設の應急措置に關する件(申合)

先に實施せられたる奢侈生活抑制方策に對應し家庭並に近隣を基礎とする娛樂慰安の施設、戶外運動の奨励等により健全明朗なる新生活様式を創造し國民體位の向上と旺盛なる生活力の發展を圖るため差し當り先づ次の事項を實施するものとす。

#### 一、乳幼児哺育資材の確保

牛乳、煉乳、鶏卵、純綿衣類、醫藥品等の増加配給

二、児童、學生、都鄙青少年に對する武道並に運動の奨励

三、綠地、公園、運動場等の施設擴大

都市に於る空地の確保及び利用

四、健全なる國民娛樂殊に音樂の奨励

(イ)農村放送廳取施設の普及擴大を圖る

(ロ)合唱に適する歌謡の奨励を行ふ

(ハ)映畫、演劇の巡回施設を奨励

注意事項 奢侈生活抑制方針は飽くまで緩和せぬが個人生活の末梢に對する些細な干渉を戒めて國民の自發的積極的明朗なる氣分を冷却喪失せしむるが如き弊害のないやう適當に措置すること

### 労働者年金保險制度要綱の決定

労働力の増強確保は現下喫緊の急務として既に諸般の應急的對策が講ぜられてゐるが、之と併せて將來の高度國防國家體制の完成を期する爲には更に根本的、革新的なる觀點よりする労働者の生活確保が不可欠の重要事、言はゞ労働者の生活の國家管理として或は労働者の爲の産業恩給制度として労働者年金保險制度施行の要望せらるゝ所尠くなかつたが、保險院に於ては來第七十六回帝國議會へ提案の目的を以て労働者年金保險制度要綱を立案、之を昭和十五年十月十日厚生大臣を會長とし關係官廳委員、社會政策の専門學者、勞資の關係者その他學識經驗ある者四十六名の委員よりなる保險院保險制度調査會に提出した。

ナチス獨逸の社會保險制度が獨逸國防能力の向上に寄與せる所極めて大なりし前例に鑑みても本制度の急速實現は各方面より期待せらるゝ所極めて大きい。特別委員會に於ける審議の結果は多少原案の修正を齎らすかも知れないが、保險院立案の要綱を掲ぐれば

次の如くである。

### 労働者年金保險制度案要綱

#### 第一 保險事故

一 保險事故は被保險者の老齡、廢疾、死亡及脱退とすること

#### 第二 被保險者

##### イ 強制被保險者

二 健康保險法第十三條に掲ぐる工場、事業場又は事業にして常時十人以上の労働者を使用するものに使せらるる男子労働者を以て強制被保險者とする。但し左に掲ぐる者は之を除くこと

(一)船員保險の被保險者

(二)臨時に使用せらるる者にして左に掲ぐるもの

(1)六月以内の期間を定めて使用せらるる者

(2)使用期間の定なく勞務供給契約に基き又は試に使用せらるる者

(3)日日雇入れらるる者

(4)季節的の事業に使用せらるる者

(三)命令を以て指定する工場、事業場又は事業に使用せらるる者

(四)外國人

##### ロ 任意被保險者

三 前號の工場、事業場又は事業に使用せらるる女子労働者並に前號の工場、事業場若は事業に附屬する事業又は左に掲ぐる工場、事業場若は事業及之に附屬する事業に使用せらるる労働者は本保險の被保險者と爲ることを得ること

(一)前號の工場、事業場又は事業にして常時十人未